

平成24年度第2回(第209回)仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成24年12月5日(水) 13:28~15:10

場 所 仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室

会議次第

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

①国民健康保険料の算定方式の見直し(案)について 【資料1】

②国民健康保険運営協議会の今後の開催方法について

(2) その他

出席委員(20人)

- 大内委員、札委員、米沢委員、薄委員、佐藤(太)委員、
- 永井委員、青沼委員、長田委員、酒井委員、北村委員、高橋(将)委員
- 赤間委員(会長)、石川委員(副会長)、加藤委員、鎌田委員、日下委員、高橋(次)委員、
渡辺委員
- 宮嶋委員、庄子委員

欠席委員(2人)

櫻田委員、清水委員

欠員(1人)

事務局

健康福祉局長、健康福祉局次長、保険高齢部長、保険年金課長、同課主幹兼徴収対策室長、同課管理係長、同課国民健康保険係長

青葉区保険年金課長、宮城総合支所保健福祉課長、宮城野区保険年金課長、若林区保険年金課長、太白区保険年金課長、秋保総合支所保健福祉課長、泉区保健福祉センター参事兼保険年金課長

《署名委員》

米沢委員、長田委員

《会議経過》

- 欠席者報告
- 辞職委員報告（平成 24 年 11 月 30 日付けで被保険者を代表する委員 1 名が辞職）
- 署名委員の指名
- (1) 協議事項

【赤間会長（以下会長）】

それでは、協議事項①の「国民健康保険料の算定方式の見直し（案）について」でございます。
事務局から説明願います。

保険年金課長。

【保険年金課長（以下課長）】

それでは、「国民健康保険料の算定方式の見直し（案）について」説明いたします。

（別紙資料に基づき説明）

【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

A委員。

【A委員】

保険料の算定方式の見直しについて、旧ただし書き方式に移行するという説明がありましたが、確認を含めて質問します。

1 点目は、保険料の緩和措置について東京都特別区方式と、川崎市方式の事例をあげていますが、それぞれのメリット、デメリットについてはどのように考えているのか。その上で、仙台市として、なぜ川崎市方式が良いと考えたのかという点。

2 点目は、13 ページから川崎市方式の緩和措置をした場合のシミュレーションがありますが、そのなかでもケース④の 4 人世帯で給与収入が 400 万円の世帯は、どのパターンを見ても、保険料が年間 7 万円以上も上がることとなっています。なぜ、そう高くなるのかという点についてお聞きします。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

まず 1 点目、川崎市方式と東京都方式とのそれぞれのメリット・デメリットについて 8 ページの表で説明しましたが、川崎市方式の方が減額が大きな率で、なるべく変動を抑える方向であるというのがひとつ目の理由です。東京都は 75 パーセントの減額、それに対し川崎市は 90 パーセントの減額としていて、大きく減額した方が急激に保険料が増える世帯にとりましては、影響が抑えられるということですが。

ふたつ目として、川崎市の場合は扶養世帯の人数、年齢に応じて経過措置をより手厚く、きめ細かく行っているところですが。加えて障害者控除、寡婦控除の対象者についてもきめ細かく対応している

ところが望ましいと考え、仙台市もこの川崎市をベースに考えているところです。

東京都はどちらかというと扶養家族の多少、障害者の有無というよりは一律の方法で緩和措置を取っています。緩和措置としては、きめ細かくなるべく変動の大きいところを抑える、という観点から川崎市の方を軸に考えているところです。

2点目についてですが、緩和措置を講じても保険料が増えているところがあるのではないかというお話がありました。緩和措置をとることによって急激に増える部分を減額させることとなりますが、その分を保険料全体で負担する必要がありますので、そのことにより、減額となる世帯がある一方、増える世帯が出るわけです。特に緩和措置の対象となった方にとっては影響は緩和されるのですが、対象にならない方にとっては逆に増額になります。減額の率を90パーセントにすると緩和の幅が大きくなりますので、その影響で緩和措置の対象にならない方にとっては、増額となることがあるわけでございます。

【会長】

A委員。

【A委員】

保険料が下がる世帯からは反対は出ないでしょうけれども、ケース④のように4人世帯で年間給与収入400万円という、日本の平均的な子育て世帯で、子供に対してもお金が掛かる世帯に、年間7万円以上保険料が上がることは、かなり負担がのしかかると思われます。そのなかには保険料が納められないケースも出てきますし、そうした場合、滞納額が増えてしまうことになりかねないと思っています。

今ここで回答を頂かなくとも結構ですが、もっと時間をかけて慎重に検討したほうがいいと私は思います。

【会長】

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。

B委員。

【B委員】

資料を見て感じたのはシミュレーションの表ですが、増額になるのか減額になるのかを分かりやすく表示してあると、もっと判断しやすいかと思えます。

説明にもありましたが、扶養家族が多くいる世帯は、現行の市県民税方式により、これまで扶養控除や障害者控除などの所得控除によって、だいぶ保険料が低く抑えられていたと思うんですが、旧ただし書き方式になると、33万円の基礎控除だけになるわけですから、扶養家族が多くいる世帯は、必然的に保険料が高くなってしまうということです。この資料のなかの13ページの川崎市の例で給与収入が400万円で4人世帯となると、年額7万1千余円の増になるわけですが、保険料の7万円の影響というのは家計を考えた場合、かなり大きいと思うわけです。

このシミュレーションとしては、低所得者に対する緩和措置を行った結果、このように保険料が上がってしまうことになると思えますけれども、この緩和措置については何年くらい継続しようとしているのか伺います。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

川崎市では3年、東京都の場合は2年の期間をかけてと聞いております。

私ももといたしましては、加入者の皆さんの急激な変動をなるべく抑えるという観点から何年をかけるか検討をしたいと考えております。

【会長】

B委員。

【B委員】

2年から3年と複数年かけてという事だと思えますけれども、年間7万円以上保険料が上がることは非常に大変だろうと思えます。

また、緩和措置を複数年かけて段階的に減らしていくということですが、そういったことを考えると緩和措置が減らされることによって、こうした世帯の保険料は下がりますが、その一方で、保険料が抑えられていた世帯の中で、逆に保険料が上がる世帯が出てくるということになります。

保険料算定方式を旧ただし書き方式に移行するということは、その必要性について大きく3点あったなかで、広域化の流れに適合させなければならなく、仙台市を除いた県内の市町村は既に採用しているということです。保険料が上がる世帯もあるので、やはり緩和措置についてはもっと時間をかけて検討すべきだと思います。

【会長】

他にございませんか。

C委員。

【C委員】

感じたところを意見として言わせて頂きます。

まず、先ほど政令市5都市の移行状況を見たときに、25年度から移行するところと26年度からのところがござります。金額の増減の幅から考えたときに一挙に移行するということは、たとえ緩和措置をとるにしても、耐えられないご家庭が出てくるのではないかと考えます。この算定の仕組みを変えるということは、許される限り先延ばししていくべきではないかと感じるところでございます。

また、この必要性としては相互扶助の理念に合うということでした。この相互扶助という考え方は本来、今まで市県民税に所得控除を鑑みたうえでやってきたということは、その方々の生活環境によってきめ細かな配慮を行った結果として、所得控除ということとはなされてきたところで、最近の税制改正に伴う変化についていくんだという、もっともな理由にも聞こえるんですが、そうではないのではないかと感じがしております。それぞれのご家庭の状況に応じたきめ細やかさが失われる懸念をちゃんと見た上で、取り組まなければならないということです。国民健康保険の問題で重圧をかけてしまうのは避けなければいけませんし、特に中間層に対する負担増の部分の指摘もありますが、非課税の方がこれによってかなり負担が強いられる状況が生じることは、なお十分懸念し、そういう方々への配慮を重く考え対策を講じるべきだと考えます。

一方で一定の所得を超えた方にとっては上限設定に変更ありません。この方々にとっては負担は変わらないときに、相互扶助の理念から考えれば、負担できる方にはより負担していただくという点で、上限の見直しも図るべきではないのかということの一つの例として考えます。そうしてでも、負担が増える方の緩和策を十分に講じていくべきだというふうに感じたものですから意見として表明させていただきます。

【会長】

ご意見ということでよろしいですか。

【C委員】

はい。

【会長】

D委員。

【D委員】

99パーセントの市町村、県内でも仙台市を除く全てで旧ただし書き方式に切り替えているということですが、他の市町村で旧ただし書き方式に変えた理由というのを教えてください。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

特に切り替えた理由ということで聞いたわけではありませんが、やはり先ほど説明したとおり、国の国民健康保険法施行令の改正に伴いまして、ほかの都市もその流れを踏まえて変更したのではないかと考えております。

【会長】

D委員。

【D委員】

現在の住民税方式というのは、いわば何らかの社会の支えを必要としている方、非課税世帯、さまざまな事情を抱えた低所得者層への配慮に重きを置いてやってきたものが、今回の見直しによつてはずされてしまうことになってしまいます。そういった面ではこれまで委員の皆さんから話があったとおり、低所得者層に対応を十二分に行わなければいけないと考えております。

それからシミュレーションですが、川崎市方式に基づきパーセントで示していますが川崎市方式の扶養世帯の人数等、障害者控除、寡婦控除は加味されていないと理解してよろしいですか。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

今回のシミュレーションでは扶養家族については反映させております。ただし障害者控除及び寡婦控除につきましてはお示ししておりません。

【会長】

D委員。

【D委員】

C委員から話があったように低所得者に対して今の配慮をする必要があるだろうというのが一つ。それから保険料額の上限です。収入の一定以上ある方の協力を求めるための説明も、十分必要だということ。それらを踏まえて、原則では25年度からということになっていますが、26年度からできるという事であればできれば26年度から仙台市として切り替えていくということをまず考えていただきたい。

それから緩和措置の期間ですが、経済情勢が非常に厳しく年収が一気に数10パーセント上がっていくということはない中で、保険料の負担が大きくなるということに非常に危惧いたします。先ほど川崎市のほうで3年かけて緩和措置を行うということですが、その辺についても川崎市方式を踏襲するだけでなく、仙台市としてその期間も十分考慮していただきたいと考えています。

後半は意見として是非、受け止めていただきたい内容で話させていただきました。

【会長】

E委員。

【E委員】

事務局から川崎市方式にしたいと発言がありましたが、ほかの旧ただし書き方式を採用していない

政令都市の算定方式変更に伴う緩和措置を調べたのか、その他の市はどうかを示してもらわないと我々の判断材料にはならないと思います。

もうひとつは、16ページの40歳で支援金や介護保険も入ってくるということで見ますと、ほかよりもケース④の子供がいた方が高くなる、普通はそこをちゃんと安くしなければいけません。それから、来年度から消費税が上がりますけれども、そうした時にまた負担が大きくなっていくこと、また65歳以上の高齢者がどんな保険料になるのか、といったものも含めて判断材料を出してもらわないと、すぐ川崎市方式が良いとはいえないと思いますが、いかがお考えですか。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

今回、東京都と川崎市という実際に実施したところ、ということで二つの例を出させていただきました。本市と同じように、検討しているところはございますが、まだ決定していなかったのでお示しすることはできませんでした。ほかの都市もどういった経過措置をいま予定しているのかということで調査しておりますが、途中段階でどうなるか分からないことから、既に意思決定をされて実際に行っている二つの例を挙げたわけでございます。

今後ほかの都市の例を確認し、説明させていただきたいと思います。

【会長】

E委員。

【E委員】

まだ実施していない6都市以外は旧ただし書き方式に移行しているわけですね。そのほかにも札幌や他の市は、どういった経過措置をとっていたかわかりませんか。

【会長】

保険年金課長。

【課長】

例えば札幌市の緩和措置は1.3倍を超えている場合は3分の2を減額しております。

【会長】

E委員。

【E委員】

色々な都市の例を出したうえで、川崎市方式が良いとしなくては判断材料が何も無い。仙台市には川崎市方式が一番あっているかと大体分かりますけれども、その他の例も全部オープンにしないといけないと思います。

【会長】

ただいま5人の委員の方からそれぞれ意見がありました。

他都市との比較も含めまして要約しますと、もっと時間を掛けて議論をすべきだということだと思います。そして本日示されたシミュレーションを見ましても、緩和策をとっても保険料が上がる世帯や下がる世帯もございまして、それらの世帯についてはきちんとした説明が必要かと思っております。

そこで事務局に伺いますが、今後どの様なスケジュールで算定方式の見直しを考えているのか説明してください。

保険年金課長。

【課長】

算定方式の見直しについては、国民健康保険条例の改正が必要であることから、25年度からの見直しのためには、来年2月に開催される市議会に条例改正の議案を提出する必要があります。

そのために、来年1月に開催を予定している運営協議会において、見直し案をお示しし、ご協議いただく予定でございます。

【会長】

今、当局から説明がありましたが、今、委員の方々から色々な意見が出ました。国民健康保険というのは、いわゆる国民皆保険を支える中核的な医療保険であるということを考えると、国保加入者の保険料に係るものなので、慎重に検討することが大切だと思います。

私も、5人の方々から出された意見に同感であり、算定方式見直しについては、十分に時間をかけて議論を尽くすべきだと考えおります。

事務局におかれましては、今後の進め方を検討するよう、スケジュールを含めて求めたいと思います。是非、皆さんにお諮りしたいのですが、如何でしょうか。

【会長】

F委員。

【F委員】

委員長のまとめに賛成でございます。

E委員の問題意識を共有する立場で居ります。当局としては激変緩和ということを考えて、川崎市を例に説明していただいたと思いますが、その他の例も全部オープンにして、その上で検討できるようにしていただきたいと思っております。

25年度から旧ただし書き方式に統一される、と決まったように理解し伺っていましたが、延ばせるんですか。例外的に延ばせるのなら、委員長のまとめにもありましており、十分に資料を基に議論をし、被保険者の皆様に納得できるようにしていくことが我々の役目だと思っております。延ばせるかどうか明確でなかったように思います。

具体的なことですが、A委員の質問、意見にもありましたが、子育て世帯に対する激変緩和を特に考えて欲しいと思っております。実感として、市民の収入は厳しい状況の中でやっています。400万円が普通だという意見もありましたけれども、とってもそんな多くないと思っております。それ以下で生活している人が身近にたくさんいるという事態も踏まえながら、特に子育ての世代に対する仙台ならではの厚い配慮をしていくことも議論の課題にいただき、できればそうなってほしいと思っております。この具体的なことについては議論は必要だけでも可能かどうかということもございまして、見解を事務局でお持ちだったらお聞かせ願いたいと思っております。

【会長】

いまF委員から出ましたが、私の方から皆さんに諮ったのはその部分で検討いただけるかどうかですので、もう一度、皆さんにご確認いたします。

局長からスケジュールなど答弁いただきたいと思っております。

【局長】

国から示された方針によりますと、旧ただし書き方式へは平成25年度に移行するということが基本になっており、やむを得ない何らかの理由があった場合には、翌年度26年度に移行とすることもできることになっております。

我々といたしましては、今回お示しした基本的な考え方として25年度の移行を目指したいということですが、本日様々なもっと慎重に検討すべきだというご意見が出されました。実施時期につきましては市として検討させていただきたいと思っております。

【会長】

それでは皆さんに再度、お諮りをさせていただきます。今、健康福祉局長から検討という言葉があ

りました。皆さんの総意として検討していただくということでよろしいでしょうか。

〔異議なしの声あり〕

それでは事務局、検討のほどよろしく申し上げます。

次に、協議事項②「国民健康保険運営協議会の今後の開催方法について」です。

この協議会は、これまで非公開で開催しておりました。

その後、他都市の状況などを踏まえ、私が事務局と相談し、一定の考え方を整理いたしましたので、事務局から説明させます。

それでは、事務局、説明願います。

保険年金課長。

【課長】

それでは、今後の運営協議会の開催方法について説明させていただきます。

この運営協議会は、これまで、委員の皆様の率直な意見交換を確保するといった観点から、非公開で開催してまいりました。しかしながら他の政令市の状況などを調べたところ、審議を公開するところが大勢です。本市としても協議会でのオープンな議論を通して、国民健康保険の現状や課題につきまして広く市民の皆様にお知らせすると共に、一層の関心を持っていただくことは大切なことだと思います。それで、今後協議会は原則公開とさせていただきたいと思っております。

【会長】

只今、説明いたしました今後の開催方法について如何でしょうか。
よろしいですか。

〔異議なしの声あり〕

それでは、次回の協議会からは、原則公開とすることでよろしいでしょうか。
有難うございます。

それでは、次回の協議会から会議は原則、公開といたします。その上で、どうしても非公開とすべき議題が出てきた場合には改めて委員の皆様にも、公開、非公開をお諮りしながら進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ (2) その他

【会長】

続きまして、(2)「その他」について、何かありませんか。
宮嶋委員。

【宮嶋委員】

全国健康保険協会宮城支部業務部長の宮嶋でございます。お手元のレジュメに従いまして、私から説明させていただきます。

(「協会けんぽ宮城支部の取り組みについて」に基づき説明)

【会長】

ありがとうございました。

他には何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

よろしいでしょうか。

○閉会

【会長】

それでは、以上を持ちまして、本日の運営協議会は閉会といたします。

委員の皆様には円滑な議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

平成 25. 1. 16 日

会長

赤間次彦



署名委員

米沢フミ子



署名委員

長田純一

